

6次申請第1回補正に対するコメントへの対応状況

No.	コメント内容	コメント回答
2626	1127-警報1 p175. UO2F2貯槽のオーバーフロー防止について、[39]調液貯槽液位高インターロックを仕様表で説明しているが、関係はあるのか。 オリジナル[39]調液貯槽液位高インターロックで作動するのはUO2F2貯槽の下流側にある加水ポンプであり、これが停止することでUO2F2貯槽のオーバーフロー防止に対しどのように関係するのかが不明。 例えば、加水ポンプの停止を検知するインターロックがあり、それがUO2F2貯槽のオーバーフローを防止する設計になっているのか、説明すること。 合わせて、関係するインターロックをどこまで仕様表に記載するのかを整理すること。	インターロック(IL)にかかわる設計番号について、ILの作動端、検出端が存在する設備の仕様表それぞれに設計番号を付記することとしています。調液貯槽のオーバーフローを防止するための調液貯槽液位高ILは、当該貯槽に給液する加水ポンプの作動を停止させる機能です。この加水ポンプはUO2F2貯槽の子機であるため、調液貯槽のオーバーフロー防止の設計番号をUO2F2貯槽の仕様表にも記載しています。
2627	1127-警報2 許可において、「インターロック機構は、損傷時の影響度に応じて、多重性又は多様性、耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。」とあるが、この基本方針をどのように詳細設計に展開したか説明すること。	損傷時の影響を考慮して、UF6漏えい検知、地震検知により動作するインターロック機構については独立二系統とし、水素ガス漏えい検知により動作するインターロック機構については、複数の検出端を設置する設計としています。例えば、地震検知については、同基本方針に基づく詳細設計内容を図イ制-104(P.2868)に示しています。また、水素ガス漏えい検知については、図イ制-26(P.2815)に示しています。
2628	1127-警報3 添付資料(P4641)では地震検知により動作するインターロック機構については、独立二系統とすることが記載されているが、ロータリーキルン[94]の地震インターロックが多重化されていることが、仕様表及び図面で確認できない。インターロックの多重性、多様性について、申請書どのように表しているのか説明すること。	地震時にロータリーキルン・連続焼結炉・バッチ式小型炉へ水素供給を停止するIL機能は多重化を図っています。本インターロック機構は7次申請で申請予定としています。詳細設計の結果として、独立二系統とする設計としており、IL系統図にその旨記載します。 ILの多重化、多様化等の基本的考え方については、「I-1 加工施設の区分毎の設計及び工事の方法」にて明確にします。
2629	1127-警報4 p235ADUスクラバ。[18.1-設5][82] ADU スクラバポンプ停止警報を「発報する」とあるが、運用の説明にも見えるため、「〇〇警報装置を設置する」というように、設計事項として適切な文言で記載すること。 例：[18.1-設4]では、「壊漏水検知警報装置を設置する」と記載。	拝承。表現を適正化し補正致します。
2630	1127-安機1 (建物/1 廃、2 廃「安全機能」) ・仕様表に[14.2-建1]として緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットは耐食性を有する材料( )を使用することにより、長期間、保守、修理が不要な設計としている(1,457頁、4,633頁)が、どの程度の期間保守不要なのか？技術基準の要求(検査又は試験、保守又は修理ができること)に対し、満足出来ないことの説明なのか？	飛散防止用防護ネットは技術基準の要求(検査又は試験、保守又は修理ができること)を満足しております。「耐食性を有する材料( )を使用することにより、長期間、保守、修理が不要な設計としている」との記載は、設置環境が腐食環境ではないことから、保守の頻度を高くすることが要求されない環境に設置することを記載したものです。
2631	1127-安機2 (設備/気流(5)「安全機能」) ・長期未点検のダクト事例から、保守点検が容易な配置にルート変更した事例などが有れば、説明すること	第1廃棄物処理所の排気ダクトについて、詳しい原因調査を行い、焼却炉の冷却水の蒸気配管が局所排気配管に繋がっていたことにより腐食が発生したことが分かりました。蒸気配管を局所排気配管から切り離すルート変更により、排気に含まれる塩素成分と水の混合による腐食の影響をなくするよう恒久対策をとっています。なお、当該変更内容がわかるように機器図を見直します。
2632	1127-安機3 p4643, 4644。[14.3-設3]の「飛散物」と、[14.3-設1]の「内部飛来物」の違いは何か。意図的に使い分けているのか。	両者は同じものを意図していますので、事業許可で使用している「内部飛来物」に表現を統一致します。
2633	1127-安機4 p678連続焼結炉。[14.1-設4]の「爆風圧力逃し機構(スイングドア)」と、[14.3-設1]の「爆発圧力逃し機構(スイングドア)」の違いは何か。意図的に使い分けているのか。	「爆発圧力逃し機構(スイングドア)」に記載統一致します。
2634	1127-安機5 p680, 682バッチ式小型焼結炉。[14.3-設1]の「爆発圧力逃し機構(ラプチャーディスク)」について、その他の性能に破裂圧力が記載されているが、添付説明資料に、その算定根拠が記載されていない。妥当性についての説明がない。(ロータリーキルンのラプチャーディスクについて、p5299に記載)。省略する理由があるのか。	ラプチャーディスク(破裂圧力0.08MPa)により、バッチ式小型焼結炉本体は十分な強度を確保でき、設計が妥当であることを添付説明書に記載いたします。

2635	欠番	
2636	1127-全般1 技術基準規則の改正に伴って、仕様表の「追表〇〇-●(2次)」と、「追表〇〇-●(5次)」・「表〇〇-●」で、設計番号が異なるものがあるので、対応関係を整理すること。 例: 核的制限値の設定は、2次では[3.1-設1]、5次・6次では[4.1-設1]また、刈り取りの仕様表に記載((例えば、P4402 [517] 粉末貯蔵設備粉末一時貯蔵棚 11.1-設2)があるが、追表(例えば、P1301 追表へ設-3 (2次)11.1-設2)の下線がないがどちらが正しいのか。	条項番号の対応関係を整理し、ご提示致します。 刈取りの仕様表と追表の下線が整合するように適切に修正いたします。
2637	1127-火災1 ・P2323 屋外消火栓からのアクセスルート図 : 原料倉庫西側で次回以降申請予定の屋外消火栓についても、次回以降抜け落ちがないよう、図面に記載し、次回以降申請予定であることを注記すること。	原料倉庫西側の屋外消火栓も今回申請範囲です。西側屋外消火栓を含めてP1101に「屋外消火栓:不凍式2基」と記載しています。西側屋外消火栓は、工事中には取り外し一時保管し、もともと設置されていた位置近傍に再設置しますが、壁の増し打ちにより、もともと設置されていた位置と若干設置場所がずれるため、P1906には「改造」と記載しております。
2638	1127-火災2 ・P2326 屋外消火栓からのアクセスルート図: 原料倉庫西側の屋外消火栓から建物内部へのアクセスルートが設定されていない。建物各部へのアクセスをどのように確保する設計としているのか説明すること。(アクセスルート図に反映すること。)	原料倉庫西側(側面)の屋外消火栓は、原料倉庫の屋外から消火活動を行うために設置しております。建物内部の火災時にアクセスする屋外消火栓は、原料倉庫南側の屋外消火栓です。屋外消火栓には40mのホースを設置しており、放水を原料倉庫内部全体に届けることは可能であり消防の了解を取得しておりますが、内部の西側の消火活動をより確実に実施するため、ホースを1本増加し60mとし、内部全体をカバーするようにします。
2639	1127-火災3 ・P1102 [11.3-建4]「火災区域毎の材料及び厚さ(P2175 図へ建-1-5-1)」と『P2186平面図』で、東側の壁厚さが異なる。	東西の壁は、プレキャストコンクリート $\square$ mmの壁に、厚さ $\square$ mmまたは $\square$ mmの鉄筋コンクリートを増し打ちします。2175ページには最も薄い壁厚さを記載しているため西側は $\square$ mmです。東側も同じ $\square$ mmですがフカシ $\square$ mmを加えた厚さをきさいしているため、記載をフカシを考慮しない $\square$ mmに統一します。
2640	1127-火災4 ・屋外消火栓からのアクセスルート図(図リ非-4-2(2,324頁))において、付属建物第1廃棄物処理所の建屋内ルートが許可申請書記載とルート配置が異なっていることの説明が事業許可からの変更リスト(4,254頁～)に無い。	詳細設計の結果、第1廃棄物処理所の扉の位置を変更したことに伴い、アクセスルートを変更しております。許可の図のアクセスルートと相違があることを、変更点リストに追記します。
2641	1127-火災5 ・除染室・分析室の内部火災は既存シャッターに機能を持たせることとしているが、今回の6次申請で言う「既存シャッター」とは、「4次申請で認可を受けて改造したシャッター」という理解で良いか。4次設工認の際にも既存シャッターを改造する旨を記載していたが、それぞれさすものは改造前後のものを指すという整理になっているか	4次設計工事認可で認可を受けたシャッターです。具体的には図イ建-1-1の8-hシャッター交換で認可済みであり、既存ではなく交換後のシャッターです。
2642	内部火災の計算書で耐火時間を許可と変更しているが、その理由は? また、相違点リストに記載あるか?	詳細設計の結果、耐火時間が全て1時間を確保したので、許可の0.5Hから1Hに変更しました。許可との相違点リストにも追記いたします。